

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 7月 3日

福島県知事

内堀 雅雄 殿

提出者

住 所 福島県南相馬市原町区金沢字大船迫54

氏 名 東北電力株式会社 原町火力発電所  
所長 古川 彦松

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0244-24-1614



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東北電力株式会社 原町火力発電所
事業場の所在地	福島県南相馬市原町区金沢字大船迫54
計画期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気・ガス・熱供給・水道業－電気業－電気業－発電業 [3311]
② 事業の規模	1,127,377万kWh（2023年度実績）
③ 従業員数	107人（2024年3月31日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・事業活動（発電工程）により発生した産業廃棄物を適正に分別し、処理を行った。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ばいじん、燃え殻および汚泥は、発生工程毎に分別・保管を行う。 ・その他の産業廃棄物は、発生の都度、手選別により分別・保管を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組)  別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙のとおり		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
			別紙のとおり
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
			別紙のとおり
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
			別紙のとおり

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

(第1面) 産業廃棄物の一連の処理の工程

1. ばいじん

- (1) セメント会社に中間処理(焼却)を委託し、セメント原料として再資源化
- (2) セメント会社に中間処理(焼成)を委託し、セメント原料として再資源化
- (3) セメント会社に中間処理(混合セメントの製造)を委託し、混合セメント原料として再資源化
- (4) 一次委託先のセメント会社に中間処理(混合・調整)を委託後、2次委託先のセメント会社で焼成し、セメント原料として再資源化
- (5) セメント会社に中間処理(分級・破碎)を委託し、セメント原料として再資源化
- (6) 中間処理(固型化)を委託し、石炭灰混合材料に加工され再資源化
- (7) コンクリート生成時の混和剤として売却して直接再資源化
- (8) 自社最終処分場(管理型埋立地)に埋立処分
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の指定を受けた者に再生利用を委託

2. 燃え殻

- (1) セメント会社に中間処理(焼却)を委託し、セメント原料として再資源化
- (2) 骨材・石工品等製造業に中間処理(破碎)を委託し、再生砕石として再資源化
- (3) 配管埋戻し材等として売却し、直接再資源化
- (4) 自社最終処分場(管理型埋立地)にて覆土代替材として再利用
- (5) 自社最終処分場(管理型埋立地)に埋立処分

3. 汚泥

- (1) セメント会社に中間処理(焼成)を委託し、セメント原料として再資源化
- (2) 処理業者に最終処分(埋立)を委託
- (3) 自社最終処分場(管理型埋立地)に埋立処分

4. 鉱さい

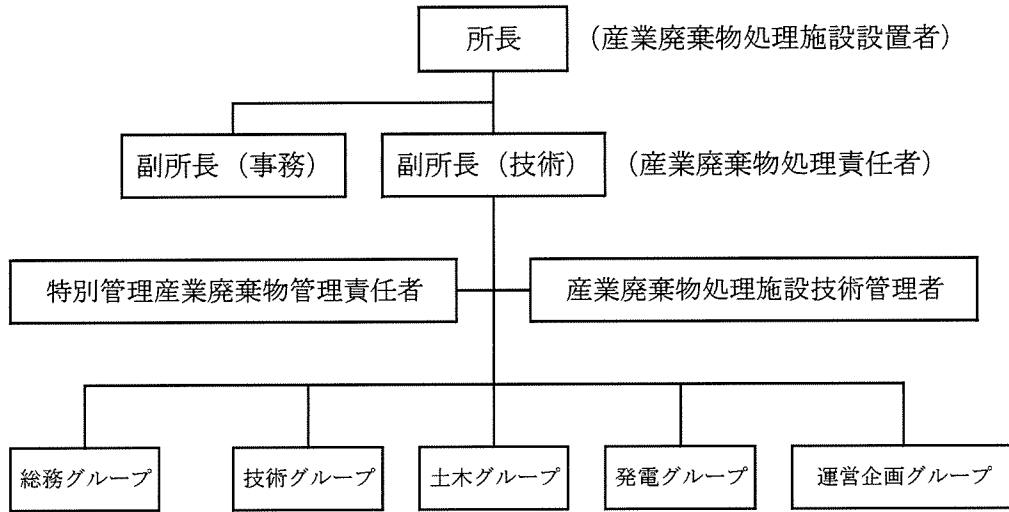
- (1) 処理業者に最終処分(埋立)を委託

(別紙)

(第2面) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 組織図



(2) 職務分担

役割	職務内容
産業廃棄物処理施設設置者	発電所全体の統括
産業廃棄物処理責任者	発電所内の産業廃棄物に係る責任者
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物の管理
産業廃棄物最終処分場技術管理者	産業廃棄物最終処分場の維持管理
総務グループ	当該マニフェストの交付、管理
技術グループ	産業廃棄物最終処分場の保修等
土木グループ	産業廃棄物最終処分場の保修等
発電グループ	産業廃棄物最終処分場の運転、維持管理 当該マニフェストの交付、管理
運営企画グループ	産業廃棄物処理計画の作成 官公庁への各種報告 産業廃棄物の排出量の把握 当該マニフェストの交付、管理



(第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (2023年度) 実績】						
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい	廃プラスチック類	金属くず
排出量	361,141 t	30,619 t	1,273 t	6,830 t	0.24 t	0.65 t

①現状

(これまでに実施した取組)

- ・ばいじんの有効利用により、自社処分場への埋立量低減を図った。
- ・燃え殻および汚泥の再資源化により産業廃棄物の排出の抑制を図った。

【目標】						
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい	—	—
排出量	466,550 t	49,493 t	2,641 t	6,923 t	—	—

②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・ばいじんを有効利用し、自社処分場への埋立量低減を図る。
- ・燃え殻および汚泥の再利用・再資源化により産業廃棄物の排出の抑制を図る。

(第3面) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度 (2023年度) 実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	—	—	—	—	—	—	—
	排出量	3,035 t	—	—	—	—	—	—	—
①現状 (これまでに実施した取組) ・燃え殻を自社最終処分場 (管理型埋立地) にて覆土代替材として再利用し、産業廃棄物の排出の抑制を図った。									
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	—	—	—	—	—	—	—
	排出量	32,374 t	—	—	—	—	—	—	—
②計画 (今後実施する予定の取組) ・燃え殻を自社最終処分場 (管理型埋立地) にて覆土代替材として再利用し、産業廃棄物の排出の抑制を図る。									

(第4面) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(2023年度)実績】							
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥				
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	118,401 t	22,298 t	41 t	—	—	—
(これまでに実施した取組) ・ばいじん、燃え殻および汚泥の有効利用を拡大し、自社最終処分場(管理型埋立地)への埋立処分量低減を図った。							
【目標】							
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻					
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	61,216 t	7,118 t	—	—	—	—
(今後実施する予定の取組) ・ばいじん、燃え殻および汚泥の有効利用を拡大し、自社最終処分場(管理型埋立地)への埋立処分量低減を図る。							

## (第4面、第5面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度 (2023年度) 実績】									
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい	廃プラスチック類	金属くず			
全処理委託量	242,740 t	5,286 t	1,231 t	6,830 t	0.24 t	0.65 t			
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	4,613 t	—	—			
再生利用業者への処理委託量	242,740 t	5,286 t	1,197 t	—	—	—			
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	0.24 t	0.01 t			
(これまでに実施した取組) ・発生した産業廃棄物を委託業者による有効利用ならびに最終処分を行った。									
【目標】									
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい					
全処理委託量	405,333 t	10,000 t	2,641 t	6,923 t					
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	4,717 t					
再生利用業者への処理委託量	405,333 t	10,000 t	1,862 t	—					
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—					
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—					
(今後実施する予定の取組) ・委託業者による有効利用ならびに最終処分を行う。									

①現状

②計画